

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	DT-001
提出年月日	令和6年1月23日

# 島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

## 審査資料

令和6年1月  
中国電力株式会社

## 島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

### (1) 島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

島根原子力発電所1号炉の廃止措置計画について、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）における廃止措置計画を定め、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、変更認可を申請した。

このため、廃止措置計画の変更認可申請書の記載を踏まえ、第2段階の廃止措置に係る保安管理措置を規定するため、島根原子力発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

#### (追加)

- ・第141条の2（解体撤去物の管理）
- ・第141条の3（保管エリアの管理）

#### (変更)

- ・第87条（放射性液体廃棄物の管理）
- ・第88条（放射性気体廃棄物の管理）
- ・第121条（目的）
- ・第154条（放射性液体廃棄物の管理）
- ・第155条（放射性気体廃棄物の管理）

### (2) 島根原子力発電所1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更

島根原子力発電所1号炉および2号炉の撤去済みタービンに対して、クリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するため、島根原子力発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

#### (追加)

- ・第86条の2（放射能濃度確認対象物の管理）
- ・第119条（記録）
- ・第151条の2（放射能濃度確認対象物の管理）
- ・第189条（記録）

添付資料

- 1：保安規定変更に対する設置許可との整合性について
- 2：保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容について
- 3：島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書に記載した内容の保安規定への反映事項
- 4：島根原子力発電所1号炉および2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定および評価方法の認可申請書に記載した内容の保安規定への反映事項



設置許可記載	保安規定条文（変更後）	設置許可との整合性説明								
<p>【本文九】 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (6) 放射性廃棄物の放出管理 気体および液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中および水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。 さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。 (中略) (ii) 液体廃棄物 平常運転時に液体廃棄物を放出する場合にはあらかじめ、タンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定し、放出量を確認する。 また、放出される液体中の放射性物質の濃度は、液体廃棄物処理系排水モニタによって常に監視する。</p> <p>【添付書類八】 11.5 放射性廃棄物管理 放射性気体および液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた許容濃度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定める線量目標値をこえないように努める。 放射性固体廃棄物を所内に貯蔵する場合は、所定貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>【添付書類九】 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書</p>	<p>保安規定条文（変更後） (放射性液体廃棄物の管理) 第87条 課長（発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 課長（発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 3. 課長（放射線管理）は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="808 1543 970 2107"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表87-2</p> <table border="1" data-bbox="1060 1543 1213 2107"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉および3号炉の合計 (以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$	<p>設置許可との整合性説明 ・本文九号に「発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、測定を行い、これを超えないように努める」と記載がある。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定するため、2号炉および3号炉が対象となる旨を記載したものである。保安規定に基つき、引き続き、放射性液体廃棄物の放出管理を実施していくことから設置許可の記載と整合している。</p> <p>・添付書類八に「放射性気体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた許容濃度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定める線量目標値をこえないように努める」と記載がある。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定することを記載したものであり、設置許可の記載と整合している。</p> <p>・添付書類九に放射性液体廃棄物の放出量が記載されている。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定するため、2号炉および3号炉が対象となる旨を記載したものであり、保安規定に基つき、引き続き、放射性液体廃棄物の放出管理を実施していくことから設置許可の記載と整合している。</p>
項目	放出管理目標値									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$									
項目	放出管理の基準値									
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$									

設置許可記載	保安規定条文 (変更後)	設置許可との整合性説明								
<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.2 液体廃棄物の推定発生量</p> <p>平常運転時に発生する液体廃棄物について、先行炉の運転実績および設計運転条件を基に推定した発生量および環境放出量を第4.3-1表に示す。</p> <p>なお、トリチウムの環境放出量については、先行炉の実績等を考慮すると年間<math>3.7 \times 10^{12}</math>Bq以下と推定される。</p> <p>液体廃棄物中の放射性物質による線量の評価を行う際には、液体廃棄物処理系統の運用の変動を考慮して液体廃棄物の年間放出量は、トリチウムを除き<math>3.7 \times 10^{10}</math>Bq、トリチウムは<math>3.7 \times 10^{12}</math>Bqとする。</p>	<p>保安規定条文 (変更後)</p>	<p>設置許可との整合性説明</p>								
<p>【本文九】</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体および液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中および水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(イ) 気体廃棄物</p> <p>平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタ等によって連続監視する。</p> <p>【添付書類八】</p> <p>11.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体および液体廃棄物を発電所外に放出す</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 課長（第一発電）は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質（希ガス、よう素131）の放出量が、表88-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p> <p>3. 表88-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長（放射線管理）は、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="1659 1498 1848 2107"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td><math>7.9 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td><math>3.9 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉および3号炉の合計</p> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$7.9 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	よう素131	$3.9 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>・本文九号に「発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、測定を行い、これを超えないように努める」と記載がある。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定するため、2号炉および3号炉が対象となる旨を記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性気体廃棄物の放出管理を実施していることから整合している。</p> <p>・添付書類八に「放射性気体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた許容濃度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定める線量目標値をこえないように努める」と記載がある。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設</p>
項目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物										
希ガス	$7.9 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>									
よう素131	$3.9 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>									

設置許可記載

場合は、法令に定められた許容濃度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定める線量目標値をこえないように努める。

放射性固体廃棄物を所内に貯蔵する場合は、所定貯蔵設備において厳重に管理する。

【添付書類九】

4. 放射性廃棄物処理

4.2 気体廃棄物処理

4.2.2 気体廃棄物の推定放出量

気体廃棄物として放出される放射性希ガス（以下「希ガス」という。）および放射性よう素（以下「よう素」という。）の放出量の推定は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」により行う。

4.2.2.3 放射性希ガスおよび放射性よう素の放出量（中略）

(2) 希ガスおよびよう素の放出量

a. 希ガスの放出量

希ガスの放出量および実効エネルギーの計算結果は、第4.2-4表に示すとおりとなる。

b. よう素の放出量および実効エネルギーの計算結果は、第4.2-5表に示すとおりとなる。

※第4.2-4表および第4.2-5表については右欄の「保安規定条文（変更後）」の欄に記載

保安規定条文（変更後）

注) 以下は、左欄の設置許可の記載内容を記載

第4.2-4表 放射性希ガス放出量及び実効エネルギー  
(原子炉1基当たり)

放出経路	1号炉			2号及び3号炉		
	γ線実効エネルギー (MeV)	希ガス放出率 (Bq/s)	希ガス放出量 (Bq/y)	γ線実効エネルギー (MeV)	希ガス放出率 (Bq/s)	希ガス放出量 (Bq/y)
蒸気式空気抽出器及び起動停止用蒸気式空気抽出器	約5.4×10 <sup>-2</sup>	約7.7×10 <sup>6</sup>	約1.9×10 <sup>14</sup>	約5.5×10 <sup>-2</sup>	約7.7×10 <sup>6</sup>	約2.0×10 <sup>14</sup>
グラウンド蒸気復水器	約9.3×10 <sup>-1</sup>	約2.0×10 <sup>6</sup>	約5.2×10 <sup>13</sup>	—	—	—
復水器真空ポンプ	約2.5×10 <sup>-1</sup>	—	約4.6×10 <sup>13</sup>	約2.5×10 <sup>-1</sup>	—	約4.6×10 <sup>13</sup>
タービン建物	約8.2×10 <sup>-1</sup>	約3.7×10 <sup>6</sup>	約9.3×10 <sup>13</sup>	約8.2×10 <sup>-1</sup>	約3.7×10 <sup>6</sup>	約9.3×10 <sup>13</sup>
原子炉建物	約2.2×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>6</sup>	約3.3×10 <sup>13</sup>	約2.2×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>6</sup>	約3.3×10 <sup>13</sup>
廃棄物処理建物	約2.2×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>6</sup>	約3.3×10 <sup>13</sup>	約2.2×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>6</sup>	約3.3×10 <sup>13</sup>
合計	約3.7×10 <sup>-1</sup> *	—	約4.5×10 <sup>14</sup>	約2.9×10 <sup>-1</sup> *	—	約4.0×10 <sup>14</sup>

※ 連続放出の平均エネルギー

第4.2-5表 放射性よう素の放出量

放出経路	1号炉			2号炉			3号炉			
	<sup>131</sup> I 放出率 (Bq/s)	<sup>131</sup> I 放出量 (Bq/y)	<sup>133</sup> I 放出率 (Bq/s)	<sup>131</sup> I 放出率 (Bq/s)	<sup>131</sup> I 放出量 (Bq/y)	<sup>133</sup> I 放出率 (Bq/s)	<sup>131</sup> I 放出率 (Bq/s)	<sup>131</sup> I 放出量 (Bq/y)	<sup>133</sup> I 放出率 (Bq/s)	<sup>131</sup> I 放出量 (Bq/y)
グラウンド蒸気復水器	約1.2×10 <sup>1</sup>	約3.1×10 <sup>8</sup>	約8.9×10 <sup>1</sup>	—	—	—	—	—	—	—
復水器真空ポンプ	—	約1.5×10 <sup>9</sup>	—	約1.5×10 <sup>9</sup>	—	—	約1.5×10 <sup>9</sup>	—	—	約1.5×10 <sup>9</sup>
換気系	約5.0×10 <sup>2</sup>	約1.3×10 <sup>10</sup>	約1.4×10 <sup>3</sup>	約5.2×10 <sup>2</sup>	約1.3×10 <sup>10</sup>	約3.5×10 <sup>10</sup>	約3.5×10 <sup>2</sup>	約8.9×10 <sup>9</sup>	約9.7×10 <sup>2</sup>	約2.5×10 <sup>10</sup>
合計	—	約7.4×10 <sup>9</sup>	—	—	約7.4×10 <sup>9</sup>	—	—	約7.4×10 <sup>9</sup>	—	—
	—	約2.2×10 <sup>10</sup>	—	約3.9×10 <sup>10</sup>	—	約5.8×10 <sup>10</sup>	—	約1.8×10 <sup>10</sup>	—	約2.6×10 <sup>10</sup>

設置許可との整合性説明

定するため、2号炉および3号炉が対象となる旨を記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性液体廃棄物の放出管理を実施していくことから整合している。

・添付書類九に放射性液体廃棄物の放出量が記載されている。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定するため、2号炉および3号炉が対象となる旨を記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性液体廃棄物の放出管理を実施していくことから整合している。

設置許可記載	保安規定条文（変更後）	設置許可との整合性説明																					
<p>【添付書類八】</p> <p>11.12 記録および報告</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>保安規定条文（変更後）</p> <p>(記録)</p> <p>第119条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表119-1のうち、1.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表119-2および表119-3に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表119-4に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>表119-1</p> <table border="1" data-bbox="764 685 1898 2095"> <thead> <tr> <th>記録（美用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合※1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づき必要手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理、是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（美用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づき必要手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	<p>添付書類八に「発電用原子炉施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存する」と記載がある。保安規定条文(変更後)の記載は、美用炉規則第67条に基づき、放射能濃度についてあらかじめ行う調査の記録、測定および評価に係る記録を追加したものであり、設置許可の記載と整合している。</p>
記録（美用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間																					
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																					
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																					
3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																					
4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づき必要手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																					
5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																					
6. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																					

設置許可記載	保安規定条文（変更後）		設置許可との整合性説明
	7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	
	8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	
	9. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合	10年間
	10. 炉心の中性子束密度	連続して	10年間
	11. 炉心の温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間
	12. 冷却材入口温度	同上	10年間
	13. 冷却材出口温度	同上	10年間
	14. 冷却材圧力	毎日1回	10年間
	15. 冷却材流量	配置または配置替えの都度	10年間
	16. 制御棒位置	開始の都度	1年間
	17. 再結合装置内の温度	停止の都度	1年間
18. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量		その都度	1年間
19. 原子炉内における燃料体の配置		同上	1年間
20. 運転開始前の点検結果		同上	1年間
21. 運転停止後の点検結果		同上	1年間
22. 運転開始日時		同上	1年間
23. 臨界到達日時		同上	1年間
24. 運転代替日時		同上	1年間
25. 緊急しや断日時		同上	1年間
26. 運転停止日時		同上	1年間
27. 警報装置から発せられた警報の内容※2		交代の都度	1年間
28. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項		その都度	1年間
29. 運転上の制限に関する点検結果および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置		1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間）	

設置許可記載	保安規定条文（変更後）		設置許可との整合性説明
	30. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
	31. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
	32. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間
	33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
	34. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
	35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
	36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4
	37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4
	38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4
	39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4
	40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
	41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※5

設置許可記載	保安規定条文（変更後）		設置許可との整合性説明
	42. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5
43. 放射性物質による汚染の広がり	の防止および除去を行った場合には、その状況および担当者氏名	広がり防止および除去の都度	1年間
44. 事故の発生	および復旧の日時	その都度	※5
45. 事故の状況	および事故に際して採った処置	同上	※5
46. 事故の原因		同上	※5
47. 事故後の処置		同上	※5
48. 風向	および風速	連続して	10年間
49. 降雨量		同上	10年間
50. 大気温度		同上	10年間
51. 保安教育の実施計画		策定の都度	3年間
52. 保安教育の実施日時	項目および受けた者の氏名	策定の都度	3年間
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況	の評価	策定の都度	※5
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況	の評価	策定の都度	※5
55. 放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果 <sup>※6</sup>		<u>調査の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
56. 放射能濃度確認対象物の材質および重量 <sup>※6</sup>		<u>調査の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
57. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 <sup>※6</sup>		<u>その都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
58. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件および結果 <sup>※6</sup>		<u>その都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
59. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 <sup>※6</sup>		<u>選択の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
60. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 <sup>※6</sup>		<u>評価の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
61. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 <sup>※7</sup>		<u>測定又は評価の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
62. 放射能濃度の測定結果 <sup>※7</sup>		<u>測定又は評価の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
63. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果 <sup>※7</sup>		<u>測定又は評価の都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>
64. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果 <sup>※7</sup>		<u>その都度</u>	<u>発電所から搬出された後10年間</u>

設置許可記載	保安規定条文（変更後）		設置許可との整合性説明
	<p>65. <u>放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る教育・訓練の実施日時および項目</u>※7</p>	<p>その都度</p>	<p><u>発電所から搬出された後 10 年間</u></p>
	<p>66. <u>放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</u></p>	<p>その都度</p>	<p><u>発電所から搬出された後 10 年間</u></p>
	<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは，技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※5：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※6：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>※7：放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る記録</p>		
<p>—</p>	<p>(目的)</p> <p>第121条 この規定第2編は，原子炉等規制法第43条の3の2第4項の規定に基づき，廃止措置段階のうち，<u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</u>における島根原子力発電所1号炉原子炉施設（本編において，以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において，以下「保安活動」という。）を定め，核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>		
<p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>			

設置許可記載	保安規定条文（変更後）	設置許可との整合性説明																																																												
<p>【本文九】</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理</p> <p>固体廃棄物には、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルター・スラッジ等をドラム缶詰め処理したものの、使用済フィルター、布、紙等の雑固体廃棄物および使用済制御御棒等がある。</p> <p>固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>また、一部の不燃性雑固体廃棄物は放射性物質が飛散しないような措置を講じて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>(以下略)</p> <p>【添付書類九】</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>また、一部の不燃性雑固体廃棄物は放射性物質が飛散しないような措置を講じて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(解体撤去物の管理)</p> <p>第141条の2 各課長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないもの」として処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階の<u>もので、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリア（以下、本条および次条において「保管エリア」という。）に保管するもの（以下、「解体保管物」という。）</u>または「放射性固体廃棄物」に分別し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第152条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）第3項に従い管理する。</p> <p>(2) 「解体保管物」は、ポリ袋で養生すること等により、汚染の広がらなれば異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じたうえで、次の事項に従い、保管エリアに保管する。</p> <p>イ. 容器（メッシュ型容器またはドラム缶をいう。以下、本条および次条において同じ。）に収納または梱包すること。</p> <p>ロ. 放射能レベル区分<sup>※1</sup>が異なる解体保管物を同じ容器に収納しないこと。</p> <p>ハ. 容器および梱包した解体保管物の表面の線量当量率が、表141の2-1に示す各保管エリアの「容器の最大表面線量当量率」を超えないことについて、課長（放射線管理）の確認を受けること。</p> <p>ニ. 容器および梱包した解体保管物の保管数が、表141の2-1に示す各保管エリアの「最大保管個数」を超えないことについて、課長（放射線管理）の確認を受けること。</p> <p>(3) 「放射性固体廃棄物」は、第151条（放射性固体廃棄物の管理）第1項（4）に従い固体廃棄物貯蔵所に保管する。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、第1項（2）に従い保管エリアに保管された容器には、「解体保管物」を示す標識を付け、「解体保管物」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>※1：廃止措置計画に定める放射能レベル区分（L3およびCL）</p> <p>表141の2-1</p> <p>1号炉に設置する保管エリア</p> <table border="1" data-bbox="1071 884 1575 2107"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>E.L.</th> <th>保管エリア</th> <th>容器の最大表面線量当量率</th> <th>最大保管個数<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">原子炉建物</td> <td>3,100</td> <td>地下2階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>2,619 個</td> </tr> <tr> <td>15,300</td> <td>1階</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>1,830 個</td> </tr> <tr> <td>23,800</td> <td>2階①</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>297 個</td> </tr> <tr> <td>23,800</td> <td>2階②</td> <td>2 mSv/h</td> <td>1,116 個</td> </tr> <tr> <td>31,000</td> <td>3階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>603 個</td> </tr> <tr> <td>36,100</td> <td>4階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>795 個</td> </tr> <tr> <td>15,300</td> <td>2階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>261 個</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">廃棄物処理建物</td> <td>1,500</td> <td>1階</td> <td>0.5mSv/h</td> <td>5,784 個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階①</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>1,101 個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階②</td> <td>0.5mSv/h</td> <td>3,291 個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階③</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>318 個</td> </tr> <tr> <td>15,900</td> <td>3階</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>4,746 個</td> </tr> <tr> <td>タービン建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：メッシュ型容器で保管した場合の保管個数</p>	建物	E.L.	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数 <sup>※2</sup>	原子炉建物	3,100	地下2階	2 mSv/h	2,619 個	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830 個	23,800	2階①	0.01mSv/h	297 個	23,800	2階②	2 mSv/h	1,116 個	31,000	3階	2 mSv/h	603 個	36,100	4階	2 mSv/h	795 個	15,300	2階	2 mSv/h	261 個	廃棄物処理建物	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784 個	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101 個	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291 個	8,800	2階③	0.01mSv/h	318 個	15,900	3階	0.01mSv/h	4,746 個	タービン建物					<p>設置許可との整合性説明</p> <p>・本文九号および添付書類九に「固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。」と記載がある。放射性固体廃棄物の扱いについては、従来の管理から変更するものではないため、変更内容は設置許可と整合している。また、解体撤去物のうち解体保管物については、今回新たに定義したものであり、設置許可に記載はなく、変更内容と設置許可に齟齬はない。</p>
建物	E.L.	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数 <sup>※2</sup>																																																										
原子炉建物	3,100	地下2階	2 mSv/h	2,619 個																																																										
	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830 個																																																										
	23,800	2階①	0.01mSv/h	297 個																																																										
	23,800	2階②	2 mSv/h	1,116 個																																																										
	31,000	3階	2 mSv/h	603 個																																																										
	36,100	4階	2 mSv/h	795 個																																																										
	15,300	2階	2 mSv/h	261 個																																																										
廃棄物処理建物	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784 個																																																										
	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101 個																																																										
	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291 個																																																										
	8,800	2階③	0.01mSv/h	318 個																																																										
	15,900	3階	0.01mSv/h	4,746 個																																																										
	タービン建物																																																													

設置許可記載	保安規定条文（変更後）	設置許可との整合性説明
—	<p>(<u>保管エリアの管理</u>)</p> <p>第141条の3 課長（放射線管理）は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管エリアの目に付きやすい場所に保管エリアである旨を掲示する。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 「解体保管物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。</p> <p>(2) 1箇月に1回、「解体保管物」を収納した容器の保管数を確認する。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(<u>放射能濃度確認対象物の管理</u>)</p> <p>第151条の2 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度確認対象物の取扱いに関する次の業務を管理する。</p> <p>(1) <u>放射能濃度確認対象物の保管管理</u></p> <p>(2) <u>放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価</u></p> <p>2. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(1) <u>放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別、除染および切断を行った上で、表119-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。</u></p> <p>(2) <u>放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所を運搬するまでの間、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。</u></p> <p>(3) <u>放射能濃度確認対象物の保管状況を1箇月に1回確認する。</u></p> <p>3. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(1) <u>放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。</u></p> <p>(2) <u>原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。</u></p> <p>(3) <u>第3項（2）の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさず場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。</u></p> <p>(4) <u>第3項（2）の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第86条の1に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。</u></p>	<p>設置許可との整合性説明</p> <p>•設置許可に記載はなく、変更内容と設置許可に齟齬はない。</p> <p>•設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

設置許可記載	保安規定条文（変更後）	設置許可との整合性説明								
<p>【本文九】</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体および液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中および水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 液体廃棄物</p> <p>平常運転時に液体廃棄物を放出する場合にはあらかじめ、タンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定し、放出量を確認する。</p> <p>また、放出される液体中の放射性物質の濃度は、液体廃棄物処理系排水モニタによって常に監視する。</p> <p>【添付書類九】</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.2 液体廃棄物の推定発生量</p> <p>平常運転時に発生する液体廃棄物について、先行炉の運転実績および設計運転条件を基に推定した発生量および環境放出量を第4.3-1表に示す。</p> <p>なお、トリチウムの環境放出量については、先行炉の実績等を考慮すると年間<math>3.7 \times 10^{12}</math>Bq以下と推定される。</p> <p>液体廃棄物中の放射性物質による線量の評価を行う際には、液体廃棄物処理系統の運用の変動を</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長（第一発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長（第一発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="810 1219 919 2110"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>2.8 \times 10^8</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="1056 1219 1165 2110"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>3.4 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$2.8 \times 10^8$ Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$3.4 \times 10^{10}$ Bq/年	<p>設置許可との整合性説明</p> <p>・本文九号に「発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、測定を行い、これを超えないように努める」と記載がある。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定するため1号炉のみが対象となる旨を記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性気体廃棄物の放出管理を実施していることから整合している。</p> <p>・添付書類九に放射性液体廃棄物の放出量が記載されている。保安規定条文（変更後）の記載は、放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定するため、1号炉のみが対象となる旨を記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性液体廃棄物の放出管理を実施していくことから整合している。</p>
項目	放出管理目標値									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$2.8 \times 10^8$ Bq/年									
項目	放出管理の基準値									
トリチウム	$3.4 \times 10^{10}$ Bq/年									

設置許可記載	保安規定条文 (変更後)	設置許可との整合性説明																						
<p>考慮して液体廃棄物の年間放出量は、トリチウムを除き <math>3.7 \times 10^{10}</math>Bq、トリチウムは <math>3.7 \times 10^{12}</math>Bq とする。</p> <p>【本文九】</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体および液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中および水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(i) 気体廃棄物</p> <p>平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタ等によって連続監視する。</p> <p>【添付書類九】</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.2 気体廃棄物処理</p> <p>4.2.3 放出管理</p> <p>気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒において放出放射性物質を測定し、周辺監視区域外における線量および放射性物質の濃度が、経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における線量限度および空気中の濃度限度を超えないようにするとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、希ガスおよび希ガスの放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p>	<p>保安規定条文 (変更後)</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第155条 課長 (第一発電) は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表155-1に示す排気筒等より放出することにも、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質 (コバルト60) の放出量が、表155-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長 (放射線管理) は、表155-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長 (第一発電) に通知する。</p> <p>3. 表155-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第159条 (管理区域内における区域区分) 第1項 (1) に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長 (放射線管理) は、表155-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表155-1</p> <table border="1" data-bbox="1102 1032 1255 2110"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)</td> <td><math>2.0 \times 10^8</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表155-2</p> <table border="1" data-bbox="1348 765 1501 2110"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">排気筒等</th> <th colspan="2">測定項目</th> <th rowspan="2">計測器種類</th> <th rowspan="2">測定頻度</th> </tr> <tr> <th>希ガス濃度</th> <th>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体 廃棄物</td> <td rowspan="2">・排気筒 ・タービン建物排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)	$2.0 \times 10^8$ Bq/年	分類	排気筒等	測定項目		計測器種類	測定頻度	希ガス濃度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	放射性気体 廃棄物	・排気筒 ・タービン建物排気筒	希ガス濃度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ	常時	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)		試料放射能測定装置	1週間に1回	<p>設置許可との整合性説明</p> <p>・本文九号に「発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、測定を行い、これを超えないように努める」との記載がある。保安規定条文 (変更後) の記載は、これまでの希ガスおよび希ガスから粒子状物質に変更することを記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性気体廃棄物の放出管理を実施していることから整合している。</p> <p>・添付書類九において、「気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒において放出放射性物質を測定し、周辺監視区域外における線量および放射性物質の濃度が、周辺監視区域外における線量限度および空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、希ガスおよび希ガスの放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。」との記載がある。保安規定条文 (変更後) の記載は、これまでの希ガスおよび希ガスから粒子状物質に変更することを記載したものであり、保安規定に基づき、引き続き、放射性気体廃棄物の放出管理を実施していることから整合している。</p>
項目	放出管理目標値																							
放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)	$2.0 \times 10^8$ Bq/年																							
分類	排気筒等	測定項目		計測器種類	測定頻度																			
		希ガス濃度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)																					
放射性気体 廃棄物	・排気筒 ・タービン建物排気筒	希ガス濃度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ	常時																			
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)		試料放射能測定装置	1週間に1回																			

設置許可記載	保安規定条文（変更後）	設置許可との整合性説明																		
<p>—</p>	<p>(記録)</p> <p>第189条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表189-1のうち、1.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表189-2に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表189-3に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4. 各課長および当直長は、表189-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>表189-1</p> <table border="1" data-bbox="856 685 1759 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="856 1255 888 2092">記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th data-bbox="856 1018 888 1255">記録すべき場合※ 1</th> <th data-bbox="856 685 888 1018">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="888 1255 947 2092">1. 使用前確認の結果</td> <td data-bbox="888 1018 947 1255">確認の都度</td> <td data-bbox="888 685 947 1018">同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="947 1255 1220 2092">2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td data-bbox="947 1018 1220 1255">実施の都度</td> <td data-bbox="947 685 1220 1018">監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1255 1398 2092">3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名</td> <td data-bbox="1220 1018 1398 1255">実施の都度</td> <td data-bbox="1220 685 1398 1018">保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1398 1255 1577 2092">4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名</td> <td data-bbox="1398 1018 1577 1255">実施の都度</td> <td data-bbox="1398 685 1577 1018">保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1577 1255 1759 2092">5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td data-bbox="1577 1018 1759 1255">実施の都度</td> <td data-bbox="1577 685 1759 1018">確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	<p>設置許可との整合性説明</p> <p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間																		
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																		
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																		
3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																		
4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																		
5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																		

設置許可記載	保安規定条文（変更後）		設置許可との整合性説明
	6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
	7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
	8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
	9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
	10. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
	11. 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回, 使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあつては毎週1回	10年間
	12. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
	13. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
	14. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 <sup>※3</sup> の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3

設置許可記載	保安規定条文（変更後）		設置許可との整合性説明
	15. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	※3
	16. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
	17. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業 務に就く時	※3
	18. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
	19. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※4
	20. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化 の都度	※4
	21. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止およ び除去の都度	1年間
	22. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4
	23. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4
	24. 事故の原因	同上	※4
	25. 事故後の処置	同上	※4
	26. 風向および風速	連続して	10年間
	27. 降雨量	同上	10年間
	28. 大気温度	同上	10年間
	29. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
	30. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
	31. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記 載された工事の各 工程の終了の都度	※4
	32. 放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果※5	調査の都度	発電所から搬出された後 10年間
	33. 放射能濃度確認対象物の材質および重量※5	調査の都度	発電所から搬出された後 10年間



令和 6 年 1 月 23 日

中国電力株式会社

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容について

島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映ならびに島根原子力発電所 1 号炉および 2 号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定することに伴う保安規定の変更認可申請について、変更対象としている条文に該当する保安規定審査基準を下表に整理する。

## 1. 第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2 号炉および 3 号炉に係る保安措置)

保安規定審査基準 (実用炉)		保安規定条文		変更概要	備考
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	7. 原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定および評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 4 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 86 条の 2	放射能濃度確認対象物および放射能濃度の確認を受けた物の管理	撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度適用に係る保安管理措置を規定するための変更	放射能濃度確認対象物の測定、評価および取扱いに係る左記審査基準に関連する。
実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値および基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目および頻度が定められていること。 7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 87 条	放射性液体廃棄物の管理	放出管理目標値を 1 号炉と 2 号炉および 3 号炉に分けて設定することによる変更。	放射性液体廃棄物の放出管理に係る左記審査基準に関連する。

保安規定審査基準（実用炉）		保安規定条文		変更概要	備考
実用炉規則第 92条第1項第 14号 <b>【放射性廃棄物の廃棄】</b>	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目および頻度が定められていること。  7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第88条	放射性気体廃棄物の管理	放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定することによる変更。	放射性気体廃棄物の放出管理に係る左記審査基準に関連する。
実用炉規則第 92条第1項第 17号 <b>【記録および報告】</b>	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定および核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第119条	記録	撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度適用に係る保安管理措置を規定するための変更。	記録に係る左記審査基準に関連する。

2. 第2編 廃止措置段階の原子炉施設編（1号炉に係る保安規定）

保安規定審査基準（実用炉）		保安規定条文		変更概要	備考
実用炉規則 第92条第3 項第22号 【その他必要 な事項】	2) 保安規定を定める「目的」 が、核燃料物質、核燃料物 質によって汚染された物又 は発電用原子炉による災害 の防止を図るものとして定 められていること。	第121条	目的	原子炉本体周 辺設備等解体 撤去期間への 移行による変 更。	保安規定を定 める「目的」 に係る左記審 査基準に関連 する。
実用炉規則 第92条第3 項第21号 【廃止措置 の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物 の管理、廃止措置の実施の管 理について、必要な事項が記 録されていること。	第141条の2	解体撤去 物の管理	第2段階の解 体撤去工事に より発生する 解体撤去物の 管理に係る措 置を規定する ための変更。	廃棄物の管理 に係る左記審 査基準に関連 する。
		第141条の3	保管エリ アの管理	第2段階の解 体撤去工事に より発生する 解体撤去物を 保管するエリ アの管理を規 定するための 変更。	廃棄物の管理 に係る左記審 査基準に関連 する。
実用炉規則 第92条第3 項第10号 【線量、線量 当量、汚染の 除去等】	8) 法第61条の2第2項に より認可を受けた場合にお いては、同項により認可を 受けた放射能濃度の測定お よび評価の方法に基づき、 当該認可を受けた申請書等 において記載された内容を 満足するよう、同条第1項 の確認を受けようとする物 に含まれる放射性物質の放 射能濃度の測定および評価 を行い、適切に取り扱うこ とが定められていること。 なお、この事項は、放射性 廃棄物との仕分け等を明確 にするため、(13)におけ る放射性廃棄物の管理に関 する事項と併せて定められ ていてもよい。	第151条の2	放射能濃 度確認対 象物の管 理	撤去済み蒸気 タービンのク リアランス制 度適用に係る 保安管理措置 を規定するた めの変更。	放射能濃度確 認対象物の測 定、評価およ び取扱いに係 る左記審査基 準に関連す る。

保安規定審査基準（実用炉）		保安規定条文		変更概要	備考
実用炉規則 第 92 条第 3 項第 13 号 <b>【放射性廃棄物の廃棄】</b>	本事項については、以下の ような事項が明記されている こと。 1) 放射性気体廃棄物の放出 箇所および放出管理目標値 を満たすための放出量管理 方法並びに放射性気体廃棄 物の放出物質濃度の測定項 目および頻度が定められて いること。	第 155 条	放射性気 体廃棄物 の管理	第 2 段階中の 放出管理目標 値を設定する ことによる変 更。	放射性気体廃 棄物の放出管 理に係る左記 審査基準に関 連する。
	2) 放射性液体廃棄物の放出 箇所、放出管理目標値およ び基準値を満たすための放 出管理方法並びに放射性液 体廃棄物の放出物質濃度の 測定項目および頻度が定め られていること。	第 154 条	放射性液 体廃棄物 の管理	第 2 段階中の 放出管理目標 値を設定する ことによる変 更。	放射性液体廃 棄物の放出管 理に係る左記 審査基準に関 連する。
実用炉規則 第 92 条第 3 項第 16 号 <b>【発電用原 子炉施設お よび廃止措 置に係る保 安に関する 適正な記録 および報告】</b>	2) 実用炉規則第 6 7 条又は 研開炉規則第 6 2 条に定め る記録について、その記録 の管理に関すること（計量 管理規定および核物質防護 規定で定めるものを除く。） が定められていること。	第 189 条	記録	撤去済み蒸気 タービンのク リアランス制 度適用に係る 保安管理措置 を規定するた めの変更。	記録に係る左 記審査基準に 関連する。

以 上

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書に記載した内容の保安規定への反映事項

廃止措置計画認可申請書		保安規定認可申請書		備考
記載内容		記載内容		
本文	<p>5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備(ただし、ドラム缶内にあるものを除く。)(以下「原子炉本体周辺設備」という。)の解体撤去到着手する。</p> <p>原子炉本体周辺設備の解体撤去は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物と判断できる設備がある場合は、当該設備を先行して解体撤去し、その後、解体工事準備期間中に実施した汚染状況の調査結果による放射能レベル区分に基づき、解体前に必要に応じて機器除染を実施したうえで、放射性物質として扱う必要のないもの、放射性固体廃棄物の順に、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。</p> <p>また、解体撤去物のうち、放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもの(以下「解体保管物」という。)を保管するエリア(以下「保管エリア」という。)および解体保管物の処理を行うエリア(以下、保管エリアと併せて「保管エリア等」という。)を確保するために、原子炉建物、廃棄物処理建物およびタービン建物内の保管エリア等の設置予定場所にある設備を先行して解体撤去し、その後、保管エリア等として利用する。保管エリア等を確保した後、その他の原子炉本体周辺設備の解体撤去を進める。</p> <p>解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造および汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射性粉じん(以下「粒子状放射性物質」という。)の影響等を考慮し選定する。</p> <p>解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとして保管エリアから搬出していく。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における解体撤去工事の方法を第5-3表に示す。また、機器除染に係る具体的な事項を「九 核燃料物質による汚染の除去」、解体撤去物の保管に係る具体的な事項を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>上記作業の他、解体工事準備期間中に着手した核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、安全貯蔵および管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p>	<p>(放射性廃棄物の管理) 第141条の2 各課長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもので、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリア(以下、本条および次条において「保管エリア」という。)に保管するもの(以下、「解体保管物」という。)」または「放射性固体廃棄物」に分別し、次の事項を実施する。</p> <p>(1)「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第152条(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)第3項に従い管理する。</p> <p>(2)「解体保管物」は、ポリ袋で養生すること等により、汚染の広がりに伴って異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じたうえで、次の事項に従い、保管エリアに保管する。</p> <p>イ. 容器(メッシュ型容器またはドラム缶をいう。以下、本条および次条において同じ。)に収納または梱包すること。</p> <p>ロ. 放射能レベル区分※1が異なる解体保管物を同じ容器に収納しないこと。</p> <p>ハ. 容器および梱包した解体保管物の表面の線量当量率が、表141の2-1に示す各保管エリアの「容器の最大表面線量当量率」を超えないことについて、課長(放射線管理)の確認を受けること。</p> <p>ニ. 容器および梱包した解体保管物の保管数が、表141の2-1に示す各保管エリアの「最大保管個数」を超えないことについて、課長(放射線管理)の確認を受けること。</p> <p>(3)「放射性固体廃棄物」は、第151条(放射性固体廃棄物の管理)第1項(4)に従い固体廃棄物貯蔵所に保管する。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、第1項(2)に従い保管エリアに保管された容器には、「解体保管物」を示す標識を付け、「解体保管物」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>※1：廃止措置計画に定める放射能レベル区分(L3およびCL)</p>	<p>第2段階で発生する解体撤去物の管理に関する事項を新たに規定する。</p>	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

廃止措置計画認可申請書		保安規定認可申請書		備考																																																						
記載内容		記載内容																																																								
本文	<p>3.2 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物は、放射性固体廃棄物の種類・性状に応じて、以下のとおり適切に処理および貯蔵保管を行う（2号又は3号炉との共用施設での処理および貯蔵保管を含む。）。</p> <p>（中略）</p> <p>原子炉本体周辺設備の解体撤去により発生する解体撤去物のうち、解体保管物については保管エリアに保管する。解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとするが、放射性物質として扱う必要のないものには、雑固体廃棄物としてドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中、放射性固体廃棄物の量が、原子炉設置許可申請書に記載されている固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ等の貯蔵能力を超えないように管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物および解体撤去物の処理フローを第10-3図(2)に、保管エリアの設置予定場所を第10-4図に示す。なお、2号炉建物内にある1号および2号炉共用の施設並びに1号、2号および3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を適切に処理および貯蔵保管を行うために、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、放射性固体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物および解体保管物の管理並びに保管エリアの管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>表141の2-1 1号炉に設置する保管エリア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>E L</th> <th>保管エリア</th> <th>容器の最大表面線量当量率</th> <th>最大保管個数※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉建物</td> <td>3,100</td> <td>地下2階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>2,619 個</td> </tr> <tr> <td>15,300</td> <td>1階</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>1,830 個</td> </tr> <tr> <td>23,800</td> <td>2階①</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>297 個</td> </tr> <tr> <td>23,800</td> <td>2階②</td> <td>2 mSv/h</td> <td>1,116 個</td> </tr> <tr> <td>31,000</td> <td>3階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>603 個</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">廃棄物処理建物 タービン建物</td> <td>36,100</td> <td>4階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>795 個</td> </tr> <tr> <td>15,300</td> <td>2階</td> <td>2 mSv/h</td> <td>261 個</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>1階</td> <td>0.5mSv/h</td> <td>5,784 個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階①</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>1,101 個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階②</td> <td>0.5mSv/h</td> <td>3,291 個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階③</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>318 個</td> </tr> <tr> <td>15,900</td> <td>3階</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>4,746 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：メッシュ型容器で保管した場合の保管個数</p>	建物	E L	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数※2	原子炉建物	3,100	地下2階	2 mSv/h	2,619 個	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830 個	23,800	2階①	0.01mSv/h	297 個	23,800	2階②	2 mSv/h	1,116 個	31,000	3階	2 mSv/h	603 個	廃棄物処理建物 タービン建物	36,100	4階	2 mSv/h	795 個	15,300	2階	2 mSv/h	261 個	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784 個	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101 個	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291 個	8,800	2階③	0.01mSv/h	318 個	15,900	3階	0.01mSv/h	4,746 個	<p>第2段階で発生する解体撤去物の管理に関する事項を新たに規定する。</p>
建物	E L	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数※2																																																						
原子炉建物	3,100	地下2階	2 mSv/h	2,619 個																																																						
	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830 個																																																						
	23,800	2階①	0.01mSv/h	297 個																																																						
	23,800	2階②	2 mSv/h	1,116 個																																																						
	31,000	3階	2 mSv/h	603 個																																																						
廃棄物処理建物 タービン建物	36,100	4階	2 mSv/h	795 個																																																						
	15,300	2階	2 mSv/h	261 個																																																						
	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784 個																																																						
	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101 個																																																						
	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291 個																																																						
8,800	2階③	0.01mSv/h	318 個																																																							
15,900	3階	0.01mSv/h	4,746 個																																																							
		<p>(保管エリアの管理)</p> <p>第141条の3 課長（放射線管理）は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管エリアの目に付きやすい場所に保管エリアであることを掲示する。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 「解体保管物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。</p> <p>(2) 1箇月に1回、「解体保管物」を収納した容器の保管数を確認する。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>第2段階で発生する解体保管物を保管するエリアの管理に関する事項を新たに規定する。</p>																																																							

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

廃止措置計画認可申請書		保安規定認可申請書		備考														
本文	記載内容	記載内容																
<p>2.2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、廃棄物の種類・性状に応じて、以下のとおり適切に処理を行い、再利用又は管理放出する（2号炉との共用施設での処理を含む。）。</p> <p>(中略)</p> <p>放射性液体廃棄物の処理処分フローを第10-2図(2)に示す。なお、2号炉建物内に ある1号および2号炉共用の施設における放射性液体廃棄物の管理は、2号炉にて行 う。</p> <p>放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減す るとともに、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能 を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、サンプリング等において放射性物質 濃度の測定等を行い、復水器冷却水路排水中における放射性物質の濃度が、線量 告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするととも に、線量目標値指針を参考に、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第10-2表のと おり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放射性液体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>第10-2表 放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 (単位：Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉合算の値を示す。</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 (単位：Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td><math>2.8 \times 10^8</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1号炉の値を示す。</p>	項目	放出管理目標値※1	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$7.4 \times 10^{10}$	項目	放出管理目標値※2	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$2.8 \times 10^8$	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長（第一発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水路 路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水路排水中の放射性物質濃度の3箇月 平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表15 4-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長（第一発電）は、復水器冷却水路排水中のトリチウムの放出量が、表154- 2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、 その結果を課長（第一発電）に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>2.8 \times 10^8 \text{ Bq/年}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>3.4 \times 10^{10} \text{ Bq/年}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$2.8 \times 10^8 \text{ Bq/年}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$3.4 \times 10^{10} \text{ Bq/年}$	<p>第2段階中の放 出管理目標値を 設定することに よる変更。</p>
項目	放出管理目標値※1																	
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$7.4 \times 10^{10}$																	
項目	放出管理目標値※2																	
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$2.8 \times 10^8$																	
項目	放出管理目標値																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$2.8 \times 10^8 \text{ Bq/年}$																	
項目	放出管理の基準値																	
トリチウム	$3.4 \times 10^{10} \text{ Bq/年}$																	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

保安規定認可申請書		保安規定認可申請書		備考
廃止措置計画認可申請書		記載内容		
本文 十	<p>1.2 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物は、粒子状放射性物質を含む換気系からの排気であり、フィルタを通して排気ファンにより排気筒又はタービン建物排気筒から大気に放出する。放射性気体廃棄物の処理処分フローを第10-1図(2)に示す。</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理処分するため、放射性気体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。線量目標値指針を参考に、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第10-1表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放射性気体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第155条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表155-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(粒子状物質(コバルト60))の放出量が、表155-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、表155-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>3. 表155-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルタ一付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長(放射線管理)は、表155-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>第2段階中の放出管理の方法を定めることによる変更。</p>	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

廃止措置計画認可申請書		保安規定認可申請書		備考																														
記載内容																																		
<p>(1) 解体工事準備期間中 (単位：Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性 希ガス</td> <td>7.9 × 10<sup>14</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性 気体廃棄物 よう素 131</td> <td>3.9 × 10<sup>10</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉合算の値を示す。</p>		項目	放出管理目標値※1	放射性 希ガス	7.9 × 10 <sup>14</sup>	放射性 気体廃棄物 よう素 131	3.9 × 10 <sup>10</sup>	<p>表 155-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト 60)</td> <td>2.0 × 10<sup>8</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト 60)	2.0 × 10 <sup>8</sup> Bq/年	<p>第2段階中の放出管理の方法を定めることによる変更。</p>																				
項目	放出管理目標値※1																																	
放射性 希ガス	7.9 × 10 <sup>14</sup>																																	
放射性 気体廃棄物 よう素 131	3.9 × 10 <sup>10</sup>																																	
項目	放出管理目標値																																	
放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト 60)	2.0 × 10 <sup>8</sup> Bq/年																																	
<p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 (単位：Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性 気体廃棄物</td> <td>2.0 × 10<sup>8</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1号炉の値を示す。</p>		項目	放出管理目標値※2	放射性 気体廃棄物	2.0 × 10 <sup>8</sup>	<p>表 155-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性 希ガス</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>放射性 気体 廃棄物</td> <td>タービン 建物 排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 155-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気筒等以外の排気出口</th> <th colspan="2">測定項目</th> <th rowspan="2">計測器種類</th> <th rowspan="2">測定頻度</th> </tr> <tr> <th>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</th> <th>試料放射能測定装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>作業の都度※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：作業が1週間を超える場合は、1週間に1回測定する。</p>		分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性 希ガス	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	放射性 気体 廃棄物	タービン 建物 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	排気筒等以外の排気出口	測定項目		計測器種類	測定頻度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置					作業の都度※2
項目	放出管理目標値※2																																	
放射性 気体廃棄物	2.0 × 10 <sup>8</sup>																																	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																														
放射性 希ガス	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時																														
放射性 気体 廃棄物	タービン 建物 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																														
排気筒等以外の排気出口	測定項目		計測器種類	測定頻度																														
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置																																
				作業の都度※2																														

本文十

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

島根原子力発電所1号炉および2号炉において用いた資料に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定および評価方法の認可申請書の認可申請書（クリアランス認可申請書という）に記載した内容の保安規定

への反映事項

クリアランス認可申請書		保安規定認可申請書	備考
記載内容		記載内容	
本文	<p>五 評価に用いる放射性物質の種類</p> <p>1. 評価に用いる放射性物質の種類を選択方法 島根1号炉および2号炉対象物の放射能濃度の評価に用いる放射性物質（以下、「評価対象核種」という。）の種類は、対象物の放射能濃度を評価するうえで重要となるものを選択する。 評価対象核種は、規則別表第1欄の放射性物質のうち、審査基準別記第1号に掲げる33核種を対象に、審査基準に準拠して選択する。 島根1号炉および2号炉対象物の汚染形態は、本文四「放射能濃度確認対象物の種類、発生および汚染の状況並びに推定される総重量」3.に示すとおり、二次的な汚染であり、主要核種はCo-60である。さらに、Co-60の放射能濃度（D）を基準値（C）で除した比率D/Cが1/33を十分に下回る状態である。 従って、Co-60以外の核種は評価対象核種の選択において考慮する必要はないと判断した。</p> <p>2. 評価に用いる放射性物質の種類を選択結果 「1. 評価に用いる放射性物質の種類を選択方法」とおり、評価対象核種はCo-60の1核種とする。</p> <p>評価に用いる放射性物質の種類を選択方法の詳細は、「添付書類三」に記載する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射能濃度確認対象物の管理） 第86条の2 （放射能濃度確認対象物の管理） 第151条の2</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>（2）原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。</p>	<p>認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従うことを記載する。</p>

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

クリアランス認可申請書		保安規定認可申請書		備考
記載内容		記載内容		
本文	<p>六 放射能濃度の評価単位</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>島根1号炉対象物は、本文四「放射能濃度確認対象物の種類、発生および汚染の状況並びに推定される総重量」3.に示すとおり、Co-60のD/Cが1/33を下回る見通しを得られた。</p> <p>島根2号炉対象物は、本文四「放射能濃度確認対象物の種類、発生および汚染の状況並びに推定される総重量」3.に示すとおり、島根1号炉対象物と同様の除染を行うことにより、局所的な汚染はなく均一な汚染の傾向を示すとともに、D/Cの1/33を下回る見通しを得られた。なお、測定および評価の前に島根1号炉対象物と同様の除染を行った後に、GMサーベイメータによる走査サーベイ（全面測定）並びに代表点および狭隘部の測定を行い、Co-60のD/Cが1未満であり、局所的な汚染はなく均一な汚染の傾向を示すことを確認するとともに、対象物より採取したサンプルのGe波高分析装置による放射化学分析を行い、Co-60のD/Cが1/33を十分に下回ることを確認する。また、法第61条の2第1項に基づく放射能濃度の確認（以下、「国の確認」という。）を受ける際は、これらの確認結果も含めて提示する。</p> <p>これにより、対象物の汚染レベルは十分低くなることから、本文七「放射能濃度の決定を行う方法」に示すとおり、評価対象核種（Co-60）のD/Cが1/33以下であることを判断する。ただし、島根1号炉および2号炉それぞれの第7段は、高圧タービン側と発電機側が結合しているため、合わせて一つの評価単位とする。また、島根1号炉の低圧ダイヤフラムの第9段と第10段、第11段と第12段は、それぞれ結合されているため、合わせて一つの評価単位とする。各評価単位を第19図および第20図に示す。</p> <p>島根1号炉の低圧内部車室は、第21図に示すとおり、上半は4分割、下半は6分割して評価単位を設定する。島根2号炉の低圧内部車室は、第22図に示すとおり、上半は6分割、下半は8分割して評価単位を設定する。</p> <p>第19表～第22表に島根1号炉および2号炉の低圧ダイヤフラムの評価単位の数量および重量を示す。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射能濃度確認対象物の管理）</p> <p>第86条の2 （放射能濃度確認対象物の管理）</p> <p>第151条の2</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。</p>	<p>認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従うことを記載する。</p>	
本文	<p>2. 評価単位</p> <p>評価単位は、本文七「放射能濃度の決定を行う方法」に示すとおり、評価対象核種（Co-60）のD/Cが1/33以下であることを判断する重量単位である。</p> <p>評価単位の重量は10トン以下とする。</p> <p>島根1号炉および2号炉の低圧ダイヤフラムは、各低圧ダイヤフラムを評価単位とすることを基本とする。ただし、島根1号炉および2号炉それぞれの第7段は、高圧タービン側と発電機側が結合しているため、合わせて一つの評価単位とする。また、島根1号炉の低圧ダイヤフラムの第9段と第10段、第11段と第12段は、それぞれ結合されているため、合わせて一つの評価単位とする。各評価単位を第19図および第20図に示す。</p> <p>島根1号炉の低圧内部車室は、第21図に示すとおり、上半は4分割、下半は6分割して評価単位を設定する。島根2号炉の低圧内部車室は、第22図に示すとおり、上半は6分割、下半は8分割して評価単位を設定する。</p> <p>第19表～第22表に島根1号炉および2号炉の低圧ダイヤフラムの評価単位の数量および重量を示す。</p>			

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

クリアランス認可申請書		保安規定認可申請書		備考
記載内容		記載内容		
3.	測定単位			
3.1	測定単位の設定	<p>測定単位は、1回の測定で取り扱う最小の重量単位であり、評価単位の中から対象物の構造上、放射能濃度が保守的に評価できる場所を測定単位の対象箇所に設定し、そこから採取した代表サンプルを測定単位とする。</p> <p>本文四「放射能濃度確認対象物の種類、発生および汚染の状況並びに推定される総重量」3.に示すとおり、対象物はGMサーベイメータによる表面汚染密度測定および対象物から採取した代表サンプルの放射化学分析により、Co-60のD/Cが1/33を十分に下回ると評価した。このため、対象物は局所的な汚染はなく均一な汚染の傾向を示すことから、放射能濃度は比表面積 (cm<sup>2</sup>/g) が大きな箇所ほど保守的に評価できる。</p> <p>対象物の構造上、比表面積が最も大きく採取できる場所は、低圧ダイヤフラムが噴出口部、低圧内部車室がリング部であることから、この場所を測定単位の対象箇所とし、そこから採取した代表サンプルを測定単位とする。代表サンプルの寸法は、放射化学分析の観点から必要な大きさとする。</p>		
3.2	測定単位の比表面積	<p>対象物の放射能濃度 (Bq/g) は、表面汚染密度 (Bq/cm<sup>2</sup>) が均一なら比表面積 (cm<sup>2</sup>/g) が大きいほど増加する。</p> <p>比表面積は、重量が軽くなるほど大きくなる。噴出口部は、噴出口以外の外輪および内輪と比較し肉厚が薄くなるため、重量は軽くなる。リング部は、低圧内部車室の他の部位と比較し肉厚が薄くなるため、重量は軽くなる。</p> <p>測定単位の対象箇所の比表面積は、評価単位よりも大きい。測定単位の比表面積を第23表～第32表に示す。評価単位の比表面積を添付書類二「放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況および推定される総重量に関する説明」第2-43表～第2-57表に示す。</p> <p>比表面積は、評価単位と同様に3D CADにより測定単位の寸法から重量および表面積を求め、表面積を重量で除して求めた。</p> <p>放射能濃度の評価単位の詳細は「添付書類四」に記載する。</p>		

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

クリアランス認可申請書		保安規定認可申請書		備考
記載内容		記載内容		
本文七	<p>放射能濃度の決定を行う方法</p> <p>1. 放射能濃度の決定方法          評価対象核種は、本文五「評価に用いる放射性物質の種類」に示すとおり、Co-60の1核種を選択した。評価対象核種 (Co-60) を測定することによって D/C が 1/33 以下であることを確認する。</p> <p>放射線測定装置は、評価対象核種 (Co-60) が <math>\gamma</math> 線を放出する核種であること、および D/C が 1/33 以下であることを確認できる放射能濃度を測定することから、<math>\gamma</math> 線の測定に用いられる汎用の放射線測定装置である定置型の Ge 波高分析装置を用いる。測定手順は、放射能測定法シリーズ No. 7「ゲルマニウム半導体検出器による <math>\gamma</math> 線スペクトロメトリー (令和2年9月改訂 原子力規制庁監視情報課)」(参考文献2) を参考に決定する。</p> <p>放射能濃度は、放射線測定法によって求める評価対象核種 (Co-60) の放射能濃度を重量で除して決定する。</p> <p>その際、測定および評価における不確かさを考慮して放射能濃度を決定する。測定単位は、本文六「放射能濃度の評価単位」に示すとおり、放射能濃度を保守的に評価可能である。</p> <p>放射能濃度の評価日は、放射能濃度を測定した日とする。測定の結果、評価単位の評価対象核種 (Co-60) の D/C が 1/33 以下となることを確認し、国の確認を受ける。測定単位の評価対象核種 (Co-60) の放射能濃度 D (Bq/g) の求め方は式(1)のとおりである。</p> $D = A \div W \cdot \cdot \cdot \text{式(1)}$ <p>D : 測定単位の Co-60 の放射能濃度 (Bq/g)          A : 測定日における測定単位の評価対象核種 (Co-60) の放射能濃度 (Bq)          W : 測定単位の重量 (g)</p>	<p>放射線濃度確認対象物の管理)          第86条の2          (放射線濃度確認対象物の管理)          第151条の2</p> <p>3. 課長 (放射線管理) は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射線濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射線濃度の測定および評価の方法に従い、放射線濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射線濃度確認対象物の放射線濃度の測定および評価を行う。</p>	<p>放射線濃度確認対象物の管理)          第86条の2          (放射線濃度確認対象物の管理)          第151条の2</p> <p>3. 課長 (放射線管理) は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射線濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射線濃度の測定および評価の方法に従い、放射線濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射線濃度確認対象物の放射線濃度の測定および評価を行う。</p>	認可を受けた放射線濃度の測定および評価の方法に従うことを記載する。
	<p>2. 放射能濃度の算出方法</p> <p>評価対象核種 (Co-60) の放射能濃度は、測定単位を測定して得られる放射線測定値、放射能換算係数および重量を基に、「3. 放射能濃度の決定を行う方法」に関する不確かさを考慮して決定する。なお、測定した放射線測定値が検出限界計数未満であった場合、不確かさを考慮した検出限界値を測定単位の放射能濃度とする。</p> <p>2.1 測定単位を測定するための試料作成および測定          測定単位の測定は、Ge波高分析装置で行う。測定単位は、以下のとおり前処理して測定用試料を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定単位 (噴口部およびリング部の金属片) の二次的な汚染の抽出を行う。二次的な汚染の抽出は、浸漬処理により行い、Ge波高分析装置による測定単位の測定結果から Co-60 の移行率を評価する。</li> <li>抽出した二次的な汚染に酸を加えて加熱処理した後、吸引ろ過してろ液とろ紙</li> </ul>			

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

保安規定認可申請書	保安規定認可申請書	備考
記載内容	記載内容	
	<p>に分離し測定用試料とする。 ・測定用試料（ろ液およびろ紙）を Ge 波高分析装置で測定する。</p> <p>2.2 放射能濃度評価に用いる評価対象核種（Co-60）の放射線測定値測定用試料の放射線測定値は、放射線測定値の統計誤差の不確かさを考慮するため、評価対象核種（Co-60）が検出された場合、検出値の 95% 片側上限値（検出値 + 標準偏差の 1.645 倍）を評価に用いる放射線測定値として採用する。 また、評価対象核種（Co-60）の放射能濃度の評価にあたっては、浸漬処理による移行率を考慮する。 測定および評価の結果、評価対象核種（Co-60）の D/C が 1/33 以下にならない場合、原因を調査し、再測定を行うか、必要な範囲を再除染してから再度、測定単位を採取、前処理し測定用試料を作成し再測定を行うか又は当該測定単位が含まれる評価単位は除外する。</p> <p>2.3 評価対象核種（Co-60）の放射能換算係数 放射能換算係数は、放射線測定装置で測定した評価対象核種（Co-60）の計数（count）と放射能（Bq）を対応づける換算係数（Bq/count）である。 放射能換算係数は、現在島根原子力発電所で用いている汎用の Ge 波高分析装置に適合するよう、測定用試料の形状や性状に応じて必要なパラメータを設定する。</p> <p>2.4 放射能濃度評価に用いる重量 重量は、対象物から採取した測定単位を 2.1 で記載した前処理を行う前に重量計により測定して求める。重量計は、日本産業規格を満たしたものを適用する。</p> <p>2.5 放射能濃度を決定する方法の妥当性確認 放射能濃度の決定を行う方法は、Ge 波高分析装置の標準線源（ろ液およびろ紙と同じジオメトリの形状）を測定した結果、測定値の不確かさを考慮して求めた標準線源の放射能量が、校正証明書に記載の標準線源の放射能量（測定日に減衰補正したもの）を上回ることから、妥当であることを確認した。</p> <p>3. 放射能濃度の決定を行う方法に関する不確かさ 放射能濃度の決定を行うにあたって、評価対象核種（Co-60）の放射能濃度は、放射能測定値の不確かさがあるものとして決定する。 放射能測定値の不確かさは、放射線測定器の校正およびデータ処理に起因する不確かさを考慮する。</p> <p>放射能濃度を決定する方法の詳細は「添付書類五」に記載する。</p>	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所



クリアランス認可申請書

記載内容

保安規定認可申請書

記載内容

備考

表 8 9

分類	計測器種類	所管管理	数量
1. a. 放射性液体 廃棄物放出 監視用計測器	排水モニタ	課長 (計装) 課長 (3号電気)	2台
	試料放射能測定装置	課長 (放射線管理)	2台 <sup>※1</sup>
b. 放射性液体 廃棄物放出 管理用計測器	排気筒モニタ	課長 (計装) 課長 (3号電気)	4台
	試料放射能測定装置	課長 (放射線管理)	1台 <sup>※1※2</sup>

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

表 1 5 6

分類	計測器種類	所管管理	数量
1. a. 放射性液体 廃棄物放出 監視用計測器	排水モニタ	課長 (計装)	1台
	試料放射能測定装置	課長 (放射線管理)	2台 <sup>※1</sup>
b. 放射性液体 廃棄物放出 管理用計測器	排気筒モニタ	課長 (計装)	1台
	タービン建物排気筒モニタ 試料放射能測定装置	課長 (計装) 課長 (放射線管理)	1台 <sup>※1※2</sup>

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

クリアランス認可申請書		保安規定認可申請書	
記載内容		記載内容	
本文	<p>九 放射能濃度確認対象物の保管場所および保管方法</p> <p>九 対象物の保管場所</p> <p>1. 島根1号炉対象物（除染済み）は、管理区域からの搬出基準を満足することを確認したうえで管理区域から搬出し、現在、島根原子力発電所内の構内倉庫（非管理区域）で保管している。島根1号炉対象物は、法第61条の2第2項に基づく放射能濃度の測定および評価の方法の認可（以下、「国の認可」という。）から国の確認を受けるまでの間、構内倉庫を保管場所とする。</p> <p>島根2号炉対象物（除染前）は、追加的な汚染が生じないよう措置を講じたうえで、島根1号炉のタービン建物（汚染のおそれのある管理区域）で保管している。対象物の除染は、放射能濃度の測定を開始するまでに行う。島根1号炉又は2号炉の建物内でブラスト除染等の機械的除染を行い、追加的な汚染が生じない措置を講じたうえで、国の確認を受けるまでの間、島根1号炉のタービン建物又は構内倉庫を保管場所とする。</p> <p>対象物から採取した放射能濃度の測定および評価に用いる測定単位および測定用試料は、島根2号炉にある放射化学分析室（島根1号炉および2号炉共用、汚染のおそれのある管理区域）およびホット計測室（島根1号炉および2号炉共用、汚染のおそれのある管理区域）で取り扱う。</p> <p>対象物、測定単位および測定用試料の保管場所を第23図に示す。</p> <p>2. 放射線測定装置の設置場所</p> <p>放射線測定装置（Ge波高分析装置）の設置場所は、測定エリア（汚染のおそれのある管理区域内にある放射化学分析室およびホット計測室）である。測定エリアは、測定用試料の作成、放射能濃度の測定および評価を行う場所である。</p> <p>測定エリアでは、放射性物質による追加的な汚染および異物の混入が生じないように施設管理を行う。</p> <p>測定エリアの位置を第23図に示す。</p> <p>3. 対象物、測定単位および測定用試料の保管方法</p> <p>3.1 対象物の保管方法</p> <p>対象物は、異物の混入、放射性物質の汚染を防止するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 対象物の保管方法の共通事項</p> <p>島根1号炉および2号炉対象物は、切断して容器に収納することはなく、養生した状態で国の確認まで保管するため、異物は混入しないが、放射能濃度測定のために評価単位から測定単位を採取することから、対象物を「試料採取前」、「試料採取済み」、「測定済み（国の確認前）」および「国の確認後」であることがわかるように識別管理する。識別管理は、作業の進捗に伴い対象物毎に行う。</p> <p>対象物は、追加的な汚染が生じないよう措置を講じて対象物を保管するとともに、試料の採取から国の確認までの間、厳格な品質管理を行う。</p> <p>測定および評価を行い、評価対象核種（Co-60）のD/Cが1/33以下であることを評価した対象物は、国の確認まで確認待ちエリアで保管する。</p>	<p>保安規定認可申請書</p> <p>記載内容</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射能濃度確認対象物の管理） 第86条の2 （放射能濃度確認対象物の管理） 第151条の2</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の性状に応じて性状に応じて分別、除染および切断を行った上で、表119-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合とできる措置を講じる。</p> <p>(2) 放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。</p> <p>(3) 放射能濃度確認対象物の保管状況を1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。</p> <p>(3) 第3項（2）の測定および評価の結果、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（以下、「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。</p> <p>(4) 第3項（2）の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第86条の1に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。</p>	備考

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

クリアランス認可申請書	保安規定認可申請書	備考
記載内容	記載内容	
	<p>国の確認後に対象物を運搬する際、対象物を養生することにより追加的な汚染が生じないよう措置を講じるとともに、管理区域から搬出する場合は、対象物の表面汚染密度測定を行い、管理区域からの搬出基準を満足することを確認する。</p> <p>(2) 島根1号炉対象物の保管方法</p> <p>島根1号炉対象物は、構内倉庫（非管理区域）に保管していることから放射性物質による汚染のおそれはないが、異物の混入防止のため、構内倉庫の出入口を施錠管理し、担当部署の責任者の承認を受けた者以外に立ち入らないように制限する。</p> <p>島根1号炉対象物の測定単位の採取は、対象物を保管する構内倉庫の中で行う。</p> <p>(i) 低圧ダイヤフラムの測定単位の採取</p> <p>低圧ダイヤフラムの測定単位の採取は、構内倉庫内に設置する切断エリアで行う。切断エリアは、非管理区域であり、放射性物質による追加的な汚染は生じないが、異物の混入防止のため区画を行い、区画内で対象物から測定単位の採取を行う。また、切断エリアを設置する構内倉庫の出入口を施錠管理し、担当部署の責任者の承認を受けた者以外に立ち入らないように制限する。</p> <p>(ii) 低圧内部車室の測定単位の採取</p> <p>低圧内部車室の測定単位の採取は、構内倉庫に設置する切断エリアで行う。切断エリアは、非管理区域であり、放射性物質による追加的な汚染は生じないが、異物の混入防止のため区画を行い、区画内で対象物から測定単位の採取を行う。また、切断エリアを設置する構内倉庫の出入口を施錠管理し、担当部署の責任者の承認を受けた者以外に立ち入らないように制限する。</p> <p>(iii) 採取後の対象物の保管方法</p> <p>採取後の対象物は、異物の混入防止のため養生して保管する。また、国の確認を受けるまでの間、構内倉庫の出入口を施錠管理し、担当部署の責任者の承認を受けた者以外に立ち入らないように制限する。</p> <p>(iv) 対象物の除染</p> <p>島根1号炉対象物は除染済みであることから除染は行わないが、測定の結果、評価対象核種（Co-60）のD/Cが1/33を上回った場合で再度除染および測定単位の採取を行う再測定を行う場合、除染および測定単位の採取は、下記(3)に記載の島根2号炉対象物と同様の取り扱いを行う。</p> <p>(3) 島根2号炉対象物の保管方法</p> <p>島根2号炉対象物は、放射性物質による追加的な汚染が生じないよう養生して放射能濃度の測定から国の確認まで保管するとともに、区画したエリア又は構内倉庫（非管理区域）の出入口を施錠管理して、担当部署の責任者の承認を受けた者以外に立ち入らないように制限する。</p> <p>(i) 低圧ダイヤフラムの除染および測定単位の採取</p> <p>低圧ダイヤフラムは、島根1号炉又は2号炉のタービン建物で除染（測定の結果、評価対象核種（Co-60）のD/Cが1/33を上回った場合の除染を含む）および測定単位の採取を行う。低圧ダイヤフラムを除染エリアに移動し、ブラスト除染等の機械的除染を行い、除染後に切断エリア（タービン建物に設置）に移動し測定単位の採取</p>	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

保安規定認可申請書	保安規定認可申請書	備考
	<p style="text-align: center;">記載内容</p> <p>クリアランス認可申請書</p> <p style="text-align: center;">記載内容</p> <p>を行う。除染エリアおよび切断エリアでは、低圧ダイヤフラムを取り囲む汚染拡大防止囲いおよび局所排風機を設置して内部の換気を行うことにより、放射性物質による追加的な汚染の発生を防止する。</p> <p>除染エリアは、汚染のおそれのある管理区域に設定し、異物混入防止および追加汚染防止を目的に出入口を施錠管理する。</p> <p>切断エリアは、汚染のおそれのない管理区域に設定し、異物混入防止および追加汚染防止を目的に出入口を施錠管理する。</p> <p>(ii) 低圧内部車室の除染および測定単位の採取</p> <p>低圧内部車室は、島根1号炉又は2号炉のタービン建物で除染（測定の結果、評価対象核種（Co-60）のD/Cが1/33を上回った場合の除染を含む）および測定単位の採取を行う。除染は、低圧内部車室を取り囲む汚染拡大防止囲いおよび局所排風機を設置して除染エリアを設定し、ブラスト除染等の機械的除染を行う。低圧内部車室は重量物のため、対象物の除染後に除染エリアの除染を行った後に切断エリアに変更し測定単位の採取を行う。除染エリアおよび切断エリアでは、汚染拡大防止囲い内部の換気を行うことにより、放射性物質による追加的な汚染の発生を防止する。</p> <p>除染エリアは、汚染のおそれのある管理区域に設定し、異物混入防止および追加汚染防止を目的に出入口を施錠管理する。</p> <p>切断エリアは、汚染のおそれのない管理区域に設定し、異物混入防止および追加汚染防止を目的に出入口を施錠管理する。</p> <p>(iii) 採取後の対象物の保管方法</p> <p>採取後の対象物は、放射性物質による追加的な汚染が生じないように養生して、測定および評価までの間、島根1号炉のタービン建物で保管する。また、測定および評価から国の確認までの間は、島根1号炉のタービン建物又は構内倉庫で保管する。</p> <p>島根1号炉のタービン建物で保管する際は、エリアを区画し汚染のおそれのない管理区域に設定するとともに区画したエリアの出入口を施錠管理して対象物の担当部署の責任者の承認を受けた者以外が立ち入らないように制限する。</p> <p>また、構内倉庫（非管理区域）で保管する際は、構内倉庫の出入口を施錠管理し、担当部署の責任者の承認を受けた者以外が立ち入らないように制限する。</p> <p>3.2 測定単位および測定用試料の保管方法</p> <p>測定単位および測定用試料は、異物の混入、放射性物質の汚染を防止するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 測定単位および測定用試料の保管方法の共通事項</p> <p>(i) 測定単位および測定用試料の取り扱い</p> <p>対象物から放射能濃度測定のために採取した測定単位は、島根2号炉にある放射化学分析室に運搬する。</p> <p>放射化学分析室に運搬した測定単位は、本文七「放射能濃度の決定を行う方法」</p>	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

保安規定認可申請書	保安規定認可申請書	備考
記載内容	記載内容	記載内容
	<p>クリアランス認可申請書</p> <p>記載内容</p> <p>に示す前処理を行い、ポリ瓶に入れて測定エリアに保管する。測定単位の前処理により作成した測定用試料は、ポリ瓶およびペトリ皿に封入し、測定エリアに保管する。なお、前処理する測定単位以外の測定単位が混在しないように、測定エリア内に設置する測定用試料を作成するエリア（以下、「前処理エリア」という。）で一度に取り扱う測定単位は一つとする。また、前処理エリアで試料を取り扱う際は、追加的な汚染が生じないよう同エリア内で他の作業を行わないようにする。</p> <p>放射能濃度測定は、測定用試料を測定エリアに設置する汎用で定置型の Ge 波高分析装置で行う。測定および評価を行った結果、評価対象核種 (Co-60) の D/C が 1/33 以下であることを確認した測定用試料は、国の確認まで、測定エリアで保管する。</p> <p>測定および評価を行った結果、判定基準を満足しない場合は、原因を調査したうえで再測定するか、当該の評価単位が含まれる対象物を再除染（島根 1 号炉および 2 号炉とも管理区域内で行う。）したうえで再測定するか、対象物から除外する。</p> <p>測定単位は、該当する評価単位の国の確認を受けた後、表面汚染密度測定を行い、管理区域からの搬出基準を満足することを確認し、追加的な汚染が生じない措置をしたうえで搬出するか、又は本申請の対象から除外し、放射性廃棄物として原子炉設置変更許可申請書に記載の方法に従って適切に処理する。</p> <p>測定用試料は、該当する評価単位の国の確認を受けた後、放射性廃棄物として原子炉設置変更許可申請書に記載の方法に従って適切に処理する。</p> <p>(ii) 測定単位および測定用試料の管理</p> <p>測定単位および測定用試料は、「測定前」、「測定済み（国の確認前）」および「国の確認後」であることがわかるように識別管理する。</p> <p>測定エリアは、異物の混入防止および追加的な汚染が生ずることを防止する対策を講じた測定単位および測定用試料を保管するとともに、放射能濃度の測定から国の確認までの間、厳格な品質管理を行う。</p> <p>(2) 島根 1 号炉対象物の測定単位の運搬方法</p> <p>測定単位は、放射能濃度測定のため、放射化学分析室に運搬する際、追加的な汚染が生ずることを防止する措置を講じて測定エリアに運搬する。</p> <p>(3) 島根 2 号炉対象物の測定単位の運搬方法</p> <p>測定単位は、対象物から採取する際、測定単位に対して放射性物質による追加的な汚染が生ずることを防止する措置を講じるとともに、追加的な汚染が生じないよう措置して測定エリアに運搬する。</p> <p>放射能濃度確認対象物の保管場所および保管方法の詳細は「添付書類七」に記載する。</p>	

凡例

赤下線および赤枠内：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

クリアランス認可申請書		保安規定認可申請書	
記載内容		記載内容	
本文	<p>放射能濃度の測定および評価に係る品質マネジメントシステム  <b>放射能濃度の測定および評価にあたっては、審査基準の要求事項を踏まえて品質マネジメントシステムを構築し、島根原子力発電所原子炉施設保安規定等に定める。</b>  放射能濃度の測定および評価並びに対象物の保管管理を高い信頼性をもって実施し、これらを維持・改善するための品質保証活動を次のとおり実施する。  品質保証活動は、社長をトップマネジメントとして構築し、体系化した組織および文書類により、放射能濃度の測定および評価のための一連の業務に係る計画、実施、評価および改善のプロセスを実施する。  対象物の発生から、測定単位の採取、放射能濃度の測定および評価、保管管理、運搬、これら一連の管理に関する記録の作成および保存並びに不適合発生時の処置を行う際には、以下の品質保証活動を実施し、放射能濃度の測定および評価並びに対象物の保管管理に関する業務の信頼性を確保する。  島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）、原子力品質保証規程（以下、「品質保証規程」という。）および品質保証規程に基づく品質マネジメントシステム計画（以下「品質マネジメントシステム計画」という。）並びにこれらに基づく社内規定に品質マネジメントシステムに関する事項を定めて実施するとともに、継続的に改善していく。</p> <p>放射能濃度の測定および評価に係る品質マネジメントシステムの詳細は「添付書類八」に記載する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理  （放射能濃度確認対象物の管理）  第6条の2  （放射能濃度確認対象物の管理）  第151条の2  第86条の2 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度についての確認を受けようとする物（以下、「放射能濃度確認対象物」という。）の取扱いに関する次の業務を管理する。  （1）放射能濃度確認対象物の保管管理  （2）放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価  第151条の2 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度確認対象物の取扱いに関する次の業務を管理する。  （1）放射能濃度確認対象物の保管管理  （2）放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価</p>	備考 認可を受けた保管管理、放射能濃度の測定および評価の方法を保安規定に定めることを記載する。

凡例

赤下線および**赤枠内**：保安規定変更箇所

黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所